

(団体名) Wellness Community 癒 Heal 会則

(名称)

第1条 本会は、Wellness Community 癒 Heal(ウェルネス・コミュニティ・ヒール)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、代表宅とする。

(目的)

第3条 2024年経済産業省実態調査によると、女性特有の健康課題による社会の経済損失は年3.4兆円と試算されています。主な原因は生理痛やPMS更年期障害や婦人科がんなどの女性特有の体調不良による欠勤や生産性の低下です。本会はこのような女性のライフステージごとの健康課題を個人のものとしてとらえるのではなく、社会全体の課題として理解、浸透させ、生涯を通じた女性の健康に関する活動(事業)を行うことにより、女性の心と体を癒し一人一人のWell-being(身体的、精神的、社会的にも持続的に良好な状態という概念)向上をサポートすることを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために食、運動、睡眠、3つのテーマで活動を行い次の事業を実施する。

- (1) 食：ライフステージごとの女性の美容と健康に役立つ食育講座
- (2) 運動：女性に特化した運動
- (3) 睡眠：自律神経を整え睡眠の質を上げる講座、ワークショップ
- (4) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 運営会員は、この会の目的に賛同し入会したものとし、議決権を有する。
- (2) 利用会員は、この会のサービスを利用するために入会したものとする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする場合は、入会申込書を代表に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は以下に定める入会費を納入しなければならない。会員種別に応じて下記のとおりとする。

- (1) 運営会員 6,000円
- (2) 利用会員 3,000円

(退会)

第8条 会員は、退会届を本会に提出し任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 入会費を1年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表

(職務)

第10条 代表は、本会を代表しその業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

(総会)

第11条 本会の総会は運営会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算報告
- (5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、運営会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第12条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第13条 代表は、毎年、事業終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

附則 1 この会則は、2024年4月3日から施行する。